下野市教育振興計画

平成28年度~平成32年度

~文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり~



機織形埴輪 彩色復元図(甲塚古墳出土)

平成28年3月 下野市教育委員会

<目 次>

Ι	教育	育振興計画策定の趣旨	1
П	教育	育振興計画の位置づけと計画期間	1
Ш	教育	育振興計画の体系	3
IV	V 分野別取組方針		
	1	学校教育についての取組方針	4
	2	生涯学習についての取組方針	17
	3	文化・芸術についての取組方針	23
	4	スポーツについての取組方針	32
V	教育	育振興計画の進行管理	.39

I. 教育振興計画策定の趣旨

教育委員会では、これまで下野市総合計画の部門別計画である「下野市教育計画」を 2年ごとに策定し、教育行政を推進する上での基本的な方向性と具体的な取組を示して きました。

平成18年12月に教育基本法が改正され、地方公共団体は「教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とする規定が設けられました。「下野市教育計画」は基本計画と実施計画より構成され、長期的な見地から策定された総合計画を最上位計画としていることから、教育振興計画と同等のものとして運用を図ってきたところです。

そのような中、平成27年4月に、教育の中立性と継続性・安定性を確保しながら、教育行政における責任の明確化、市長と教育委員会の連携強化の抜本的な改革を行うことを目的とした、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

6月には同法に基づき「下野市総合教育会議」が設置され、本市の実情を反映した「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」について市長と教育委員会が協議・合意を重ねながら、平成28年3月に「下野市教育大綱(平成28年度~平成32年度)」を策定しました。

また、現下野市総合計画も、平成27年度をもって計画期間が終了することから、次なる10年を見通した「第二次下野市総合計画」を策定し、前期基本計画の計画期間を5年と設定したところです。

これらの経緯を踏まえ、「第二次下野市総合計画」及び「下野市教育大綱」との整合性を図るとともに、教育分野の中長期的な計画が必要であるとの見地から、「下野市教育計画」に代わり、新たに「下野市教育振興計画」を策定しました。

今後とも、教育委員会及び、学校・家庭・地域が一体となって、計画に掲げた取組を 効率的、効果的に推進していきます。

Ⅱ. 教育振興計画の位置づけと計画期間

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興計画として、平成25年6月に策定された「国の教育振興基本計画(第2期)」を参酌しつつ、本市の教育振興を図るために定める基本的な計画です。

「下野市教育大綱」の計画期間が平成28年度から平成32年度の5年間であることから、概ね5年間を展望した計画となっています。ただし、社会的環境や制度等の大幅な変更が生じた場合は、計画期間にかかわらず修正等を行い計画を見直します。

教育基本法 (抜粋)

(教育振興基本計画)

- **第十七条** 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、 基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

「教育振興計画の位置づけ」

第二次下野市総合計画

- •基本構想 (計画期間10年):平成28年度~平成37年度
- •前期基本計画(計画期間5年):平成28年度~平成32年度
- ・後期基本計画(計画期間5年):平成33年度~平成37年度

目標 文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり



下野市教育大綱

•計画期間5年:平成28年度~平成32年度



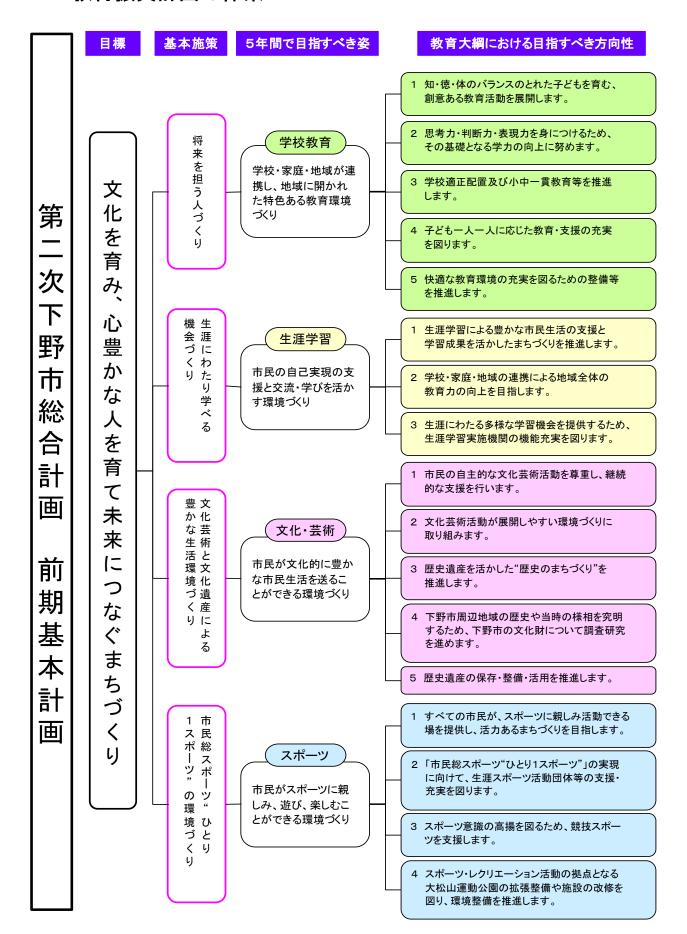
<mark>下野市教育振興計画</mark>

•計画期間5年:平成28年度~平成32年度



教育委員会各課の分野別計画

Ⅲ. 教育振興計画の体系



Ⅳ. 分野別取組方針

1 学校教育についての取組方針

学校教育

学校・家庭・地域が連携し、地域に開かれた特色ある教育環境づくり

教育大綱における目指すべき方向性		教育振興計画における取組方針
	知・徳・体のバランスのとれ た子どもを育む、創意ある教 育活動を展開します。	(1) 道徳教育・人権教育の充実
		(2) 児童表彰の推進
		(3) 読書活動の推進
1		(4) 基礎体力向上の推進
		(5) 健康安全教育・食育の推進
		(6) ふるさと学習・家庭教育の推進
	思考力・判断力・表現力を 身につけるため、その基礎と なる学力の向上に努めます。	(1) 教職員の資質向上
		(2) 各種学力調査等の分析・検証
2		(3) 子どもたちの習熟度に応じた学習支援及び自律的な学習の推進
_		(4) 英語教育を含む国際教育の推進
		(5) 理科、情報教育の推進
		(6) 教育研究所の充実した運営
		(1) 学校適正配置推進協議会の設置
	学校適正配置及び小中一 貫教育等を推進します。	(2) 小中一貫教育推進協議会の設置
3		(3) 学校運営協議会等設置の検討
		(4) 義務教育9年間を通した教育課程の編成及び実施
		(5)「下野市子ども未来プロジェクト」の推進
		(6) 自分の生き方を考える教育の充実
	子ども一人一人に応じた教育・支援の充実を図ります。	(1) 特別支援教育の充実
		(2) 教育相談・適応支援の推進
4		(3) 児童生徒就学援助事業の推進
7		(4) 奨学金貸付事業の推進
		(5) 子どもたちの特性を配慮した学習環境の整備
		(6) スクールアシスタント配置による学校生活・学習支援の充実
	快適な教育環境の充実を 図るための整備等を推進しま す。	(1) 市立小・中学校校舎及び屋内運動場の大規模改修
		(2) 給食施設・プール・校庭等の改修の推進
5		(3) 防犯対策の推進
		(4) 通学路安全対策の推進
		(5) ICT環境整備の推進
		(6) 学校備品等の充実

[5年間で目指すべき姿]

学校・家庭・地域が連携し、地域に開かれた特色ある教育環境づくり

〔目指すべき方向性〕

目指すべき 方 向 性 1

知・徳・体のバランスのとれた子どもを育む、創意ある 教育活動を展開します。

道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、広い視野と豊かな心を育む読書活動を進めます。さらに、子どもの優れた個性を見出して表彰を行う児童表彰、ふるさと学習や家庭教育を継続推進し、自己有用感やふるさとを愛する心を育てます。

また、学校・家庭・地域が連携して、体力向上、健康安全教育、食育を推進し、生涯にわたって運動に親しむとともに、望ましい食習慣を身につけた子どもを育てます。

〔取組方針〕

(1) 道徳教育・人権教育の充実

道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行われています。 児童生徒と教師の確かな信頼関係や、児童生徒相互の温かい人間関係を基盤とし、体 験活動や実践活動等による人・社会・自然との豊かな関わりを重視した授業が展開さ れています。今後とも学校の重点目標を明確にし、豊かな人間性や社会性を育む指導 の充実を図ります。

人権教育については、すべての学校において、人権が尊重される雰囲気づくりや環境づくりに努め、児童生徒の人権意識を高める取組を計画的に実施しています。しかしながら、今日的課題であるネットいじめなどの問題も生じています。教職員一人一人が人権尊重の理念を理解し、人権意識や人権感覚を高めることができるよう、研修会などを通して指導力向上を図ります。

(2) 児童表彰の推進

市内小学校児童の優れたところを見出して表彰し、自信と誇りを持たせることにより自己有用感を醸成する児童表彰は、いわゆる「子ほめ条例」として出発してから実に30年以上(市としては平成28年度で10回)の歴史があり、今や本市の魅力ある取組として定着しています。各小学校の規模は異なりますが、メダル等の授与式では保護者はもとより、学校関係者等にもご臨席いただき地域を挙げた顕彰を行っています。

今後の課題としては、少子化による児童数の減少等により表彰規模が縮小するとと もに、学校現場における教職員数も減少することから、式典の実施に関する準備等が ますます負担になってくることが想定されます。 学校と教育委員会が緊密に連携しながら、それぞれの負担軽減に努めるとともに、 自治基本条例に基づく「地域の絆」を活かし、更なる地域の方の参加を促進しながら、 この取組を継続・推進していきます。



児童表彰式 (メダル授与)



児童表彰式(市長との握手)

(3) 読書活動の推進

学校では、一斉読書活動や読み聞かせなどにより、児童生徒が本に親しみ、読書の楽しみを知る機会となる活動が積極的に行われています。

今後とも、児童生徒が自ら本を手に取り、読書習慣を身につけることができるような働きかけが必要です。また、学校図書館が自由な読書活動や学習情報収集の場となるよう、学校図書館の図書資料の整備や充実が求められています。

さらに、学校図書館の機能を充実させるとともに、市立図書館の主任司書による支援や、研修会の実施など市の図書館との連携も図りながら、読書活動を推進していきます。

(4) 基礎体力向上の推進

教科体育での指導に加え、小学校では休み時間等を利用した外遊びの励行、中学校では適切な指導による運動部活動の実施等を通して、体力向上を図っていますが、児童生徒を取り巻く環境の変化に伴い、外遊びの経験が少なくなり、体をうまくつかえない児童生徒が増えています。また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果でも、児童生徒の体力の緩やかな低下が見られます。

今後も体力の発達段階に応じた指導の充実を図り、運動に親しむ資質や能力の育成とともに、走る、跳ぶ、投げるといった基礎体力の向上を目指します。

(5)健康安全教育・食育の推進

児童生徒が生き生きと生活するには、健康的で安心感のある環境が必要です。学校では、「学校保健計画」や「危機管理マニュアル」に基づき、避難訓練や薬物乱用防止教室等を計画的に実施しています。しかしながら突発的な自然災害が起こったり、

情報があふれる社会で適切な判断が難しかったりする中で、自分の命を自分で守るために、時と場に応じた対応が求められています。家庭や地域と連携し、主体的に健康で安全な生活を送る態度が養えるよう、系統的、計画的な指導を推進します。

食育については、食に関する年間指導計画に基づき、栄養教諭、学校栄養職員及び外部専門機関等が連携し、専門性を生かした取組を実践しており、朝食摂取への意識は高い傾向にあります。しかしながら栄養バランスを意識した食事、望ましい食習慣を身につけさせるためには、家庭との連携を更に深めていくことが必要です。また、学校給食における食物アレルギー対応を必要とする児童生徒数は増加傾向にあるため、より安心・安全な給食を提供できるよう、組織的な校内体制の整備に努めます。

(6)ふるさと学習・家庭教育の推進

主に社会科や総合的な学習などを通して、本市の誇るべき歴史や文化財、自然などについて学習しています。また下野市産の食材を利用した給食の提供など、食育を通してふるさと学習を推進しています。今後も、地域教材の活用を図り、地域とのつながりを重視した学習機会を設け、郷土を理解し、ふるさとを愛する心を育てます。

近年における核家族化等の影響で、家庭での教育について自信を持てない保護者が増えてきています。学校と家庭が連携し、保護者が家庭教育について学ぶ場を設け、安心して子どもと関わることができるよう、家庭教育学級の充実に努めます。

目指すべき 方 向 性 2

思考力・判断力・表現力を身につけるため、その基礎となる 学力の向上に努めます。

ねらいを明確にして、指導の工夫・改善を図り、振り返りを充実させるなど分かる授業を展開し学びを保証する授業づくりを推進します。

全国学力・学習状況調査やとちぎっ子学習状況調査等の結果を分析し、その方策を検 討して実施し、さらに検証していくなど、学力向上に向けた学校体制づくりを推進しま す。

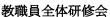
また、グローバル化に対応した英語教育を含む国際教育を推進するとともに、教職員の資質や指導力の向上を図るために組織的、計画的な研修体制を充実させます。

〔取組方針〕

(1) 教職員の資質向上

現在学校では、教職員の豊かな人間性と確かな指導力を基に、信頼される学校づく りや教育目標を具現化するため、児童生徒の発達段階や学校の実態に応じた教育活動 を展開しています。今後とも、教職員の高い人権意識の陶冶を図るとともに、研修体 制を充実させ、更なる資質の向上に努めていきます。







授業研究会

(2) 各種学力調査等の分析・検証

「全国学力・学習状況調査」や「とちぎっ子学習状況調査」等の結果を分析し、その分析に基づいた学力向上の取組を検討して実施しています。本市の子どもたちは、前向きに学習に取り組み、全国や県の平均よりも高い学力を身につけています。

今後も各種学力調査を活用して、結果分析、学力向上に向けた取組の検討や実施、 さらに検証までを含めて、全校で取り組み、子どもたちの学力向上、学習意欲の向上 に向けた学校体制を構築します。

(3)子どもたちの習熟度に応じた学習支援及び自律的な学習の推進

現在各学校においては、子どもたち一人一人の習熟度の違いに対応するために、ティームティーチングを導入するなど学習形態を工夫し、基礎・基本の定着を図る補充的な学習を中心に支援を行っています。

今後とも教育課程を工夫し、それぞれの子どもたちの習熟度に応じてきめ細やかに 対応できるような学校体制づくりを進めるとともに、思考力・判断力・表現力を高め る発展的な学習に対応できるようにします。

また、子どもたちの学ぶ意欲を高め、自律的に学習する力を身につけられるように、 地域人材の活用や家庭との連携・協力体制を更に強化していきます。

(4) 英語教育を含む国際教育の推進

国際教育は、グローバル化の視点に立ち、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育です。これまでは学校教育全体を通して、 異文化や異なる文化を持つ人々を理解し、受容し、共生することのできる力を育んできましたが、今後は、自らの考えや意見を発信し、具体的に行動することのできる力が必要とされています。 小学校では、1年生から英語活動を開始し、体験的な活動を取り入れ、ALT(外国語指導助手)や担任とともに楽しみながら英語に触れ、中学校では、授業で学んだことを生かして英語でのやりとりを重視した授業を実践するなど、英語教育を通して児童生徒の主体性や発信力の育成に努めていきます。

(5) 理科、情報教育の推進

理科教育は、科学的に探究する能力や態度を育成し、科学技術の基礎を学ぶ教科です。全国・学力学習状況調査等によると、全国的に子どもたちの年齢が上がるにつれて理科離れが進んでおり、本市の子どもたちも例外ではありませんが、現在本市の子どもたちは国や県の平均より高い学力を有しています。今後とも高い学力を維持しつつ、より理科や科学に興味・関心の高い子どもたちを育てていけるように、カリキュラムを見直すことにより、実験・観察など実物に触れる機会を多くし、今まで以上に実感を伴った学習ができるようにしていきます。

情報教育は本市教育の特色として推進していますが、近年の社会情勢の変化に伴い、ICT機器が生活の中に多く存在し、将来にわたって子どもたちが使いこなしていくための学習が、これまで以上に必要となっています。

他の様々な教科においても、より分かる授業を実践するために、ICT機器の積極的な導入が求められており、更なる整備を進めるとともに、子どもたちの情報リテラシーや情報モラルについての教育をより一層推進していきます。



サマー・イングリッシュ・ファン



理科実験

(6)教育研究所の充実した運営

「教育研究所」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行うことを目的とした教育機関として、教育委員会学校教育課内に設置されています。

本市における学校教育の課題についての調査研究事業、教職員の資質向上を図るための研修事業、教育相談・適応支援事業、資料収集・広報事業の四つの事業を推進し、 更なる教育活動の充実に努めます。

目指すべき 方 向 性 3

学校適正配置及び小中一貫教育等を推進します。

子どもたちにとって最も望ましい教育環境を提供するため、学校規模の適正化と小中一貫教育の推進を図ります。そのために、平成25年11月に策定した「下野市学校適正配置基本計画」における取組状況やその効果等を検証するとともに、地元の意向を反映させながら、学校運営協議会等の検討など、更なる教育環境の整備を推進します。

特に、小中一貫教育については、小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通 した教育課程を編成し、系統的な指導を目指します。

また、「下野市子ども未来プロジェクト」を核として、中学校と小学校の子どもたちの交流を継続し、地域の教育力を活かした活動を展開していきます。

[取組方針]

(1) 学校適正配置推進協議会の設置

市内の小規模校では急激な学級数の減少はないものの、適正規模校においては学級数の減少が進んでいる状況です。数年後には、小学校では8校(過小規模校2校を含む)が、中学校でも2校が小規模校になる見込となっています。

平成25年11月に策定しました「下野市学校適正配置基本計画」に基づき、過小規模校においては、小規模特認校制度を利用しながら、地域とともに特色ある学校づくりを目指し、複式学級の解消に努めているところですが、その解消には至っていません。

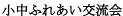
当該計画策定より平成28年度で3年目を迎えることから、これまでの取組状況や その成果等を検証するため、有識者等による「学校適正配置推進協議会」を設置し、 取組の方向性やより効果的な制度の運用について協議を行っていきます。

(2) 小中一貫教育推進協議会の設置

現在、市内における小・中学校では、小学校間の交流事業を増やしたり、小・中学校間の交流授業を計画的に実施するなど、小中連携教育の充実に努めています。特に薬師寺小学校・吉田東小学校・吉田西小学校の3校については、「下野市学校適正配置基本計画」に基づき、地域のまとまりを重視した中学校区単位での学校の在り方や教育環境の整備等について協議することとしています。

今後は、小中連携教育の実施状況や地域の意見を踏まえて、児童生徒の発達段階に 応じた教育を行うために、「小中一貫教育推進協議会」を設置し、南河内中学校区で の小中一貫校を視野に入れた学校の在り方について協議していきます。







小中合唱交流会

(3) 学校運営協議会等設置の検討

地域とともにある学校づくりを目指して、各校で学校評議員を委嘱し、学校運営に 関して意見交換会を行っています。また、学校支援のためのボランティア活動などへ の取組に見られるように、保護者や地域社会から学校への働きかけも活発化されてい ます。

今後、地域の力を学校運営そのものに生かすことが求められており、学校を核にした新しい地域コミュニティの構築を目指すため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定する学校運営協議会等の設置について調査検討を行います。

(4) 義務教育9年間を通した教育課程の編成及び実施

各校の特色を生かして、学力の向上や心の教育の充実を目指し、個に応じた指導やコミュニケーション能力の育成に努めていますが、学習習慣の確立や中1ギャップの解消など、依然として課題が残っています。

今後は、学習面では9年間を通した系統的な学習指導を行い、確かな学力の定着を 目指していきます。また、生活面では実態を踏まえた体験活動や交流活動を通して、 豊かな心を育み、人や社会と関わる力の育成を目指します。

(5)「下野市子ども未来プロジェクト」の推進

市内4中学校生徒会が中心となり、自分たちで考え、自分たちの手で、自分たちの ためになる運動を、中学校区ごとに実践しています。小中学校の交流活動を通して、 小学生の中学生に対するあこがれの気持ちや、中学生の自己有用感も年々高まってい ます。

今後は、より一層、中学校区の枠を越えた交流活動を行い、地域と深く関わりながら、地域のためになる活動を目指します。



子ども未来プロジェクト (中学生から防災ずきんの贈呈)



子ども未来プロジェクト (小中交流清掃活動)

(6) 自分の生き方を考える教育の充実

子どもたちが自分の生き方を考えることは、将来、社会的・職業的に自立できるようになるために大切なことです。現在、学校では主に特別活動や総合的な学習の時間、 道徳の時間を通して、自分の生き方について学んでいます。

今後はキャリア教育の視点から教育課程を見直し、これまで以上に組織的、系統的に指導できるように改善・充実させ、子どもたちが、主体的に進路を選択・決定し、自分の将来を切り開くための「生きる力」を身につけられるよう努めます。

目指すべき 方 向 性 4

子ども一人一人に応じた教育・支援の充実を図ります。

すべての子どもたちが、安心して充実した学校生活が送れるよう学習支援や教育相談・適応支援を推進するとともに、ICT環境やスクールアシスタントを有効活用し、一人一人の教育的ニーズに応じた学習支援を推進します。

また、いじめや不登校をはじめとする学校で起こる問題行動等の未然防止に努めるとともに、様々な不安や悩みを抱えた子どもたちへの相談体制をより一層充実させます。さらに、経済的な支援として、児童生徒就学援助事業や奨学金貸付事業を推進します。

〔取組方針〕

(1)特別支援教育の充実

児童生徒のもてる力を最大限に発揮できるようにするためには、一人一人の教育的 ニーズを把握して、生活や学習上の困難の改善又は克服を目指した適切な指導や支援 を行う特別支援教育が重要です。現在学校では、特別支援学級、通級指導教室及び通常の学級において、そうした特別支援教育の視点に立った指導内容や指導方法の工夫・改善が図られています。

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した支援を、長期的な視点に立って 引き継いでいくことが課題となっています。特別支援教育コーディネーターを中心と した校内体制の更なる充実と、教育、福祉、医療等の関係機関が連携した支援体制づ くりの推進に努めます。

(2)教育相談・適応支援の推進

各校とも様々な教育実践において、一人一人の児童生徒に寄り添い、信頼関係の強化に努めています。また、計画的な教育相談を実施し、受容的な児童生徒理解に努めていますが、学校への行き渋りや不登校傾向の児童生徒も少なからず存在しているのが現状です。

今後も学校では、いじめや不登校が起きにくい環境や雰囲気をつくり、心の教育の 充実を図るといった未然防止に取り組むとともに、予兆となるサインを見逃さず早期 発見・早期対応に努めます。

さらに、学校教育上で発生する諸問題の解決を目指した相談機関である下野市学校 教育サポートセンターの相談活動を充実させ、学校が、保護者と情報を共有しながら、 関係機関や医療機関とも連携した対応ができるよう組織的な取組の充実を図ります。

(3) 児童生徒就学援助事業の推進

就学援助制度は、子どもたちを健やかに育てる環境をつくり、教育を等しく受けることができるようにするための重要な制度であり、経済的な理由のため就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助により、義務教育の円滑な実施を目的としています。

今後も、市ホームページ、広報紙や学校における案内通知等で十分な周知を行うとともに、学校・関係機関との連携により子どもたちの生活環境を見守ることで、申請に至らないケースが生じることのないよう、制度の積極的な取組を図っていきます。

(4) 奨学金貸付事業の推進

下野市奨学金貸付制度については、弾力的かつ利用しやすい制度とするため、平成27年9月に当該条例及び条例施行規則の一部改正を行い、貸付金額の増額と貸付額の選択制、入学一時金の創設、償還期間の延長など、大幅な見直しを実施したところです。

今回の改正を受け、平成28年度からの新規利用者が大幅に伸びた結果を踏まえ、 新たな制度を定着させるための広報活動等の徹底を図り、教育の機会均等をより一層 推進していきます。

(5) 子どもたちの特性を配慮した学習環境の整備

子どもたちの特性を理解し、どの子にもわかりやすい授業・学びやすい学習環境を 提供することが学校教育に求められています。

現在、学校にはパソコンや無線インターネット接続設備等が整備され、子どもたちがパソコンを使ってレポートやプレゼンテーションを作成できる環境がほぼ整っています。今後は、電子黒板やデジタル教科書など、子どもたちがより主体的に学べる効果が期待される機器やソフトの整備を、更に進めていく必要があります。

子どもたち一人一人の特性に応じるため、近年その効果が注目されてきているIC T機器を活用し、視覚や聴覚を通した授業が展開できるよう、学習環境の整備を進めます。

(6) スクールアシスタント配置による学校生活・学習支援の充実

学校においてスクールアシスタントを配置することで、児童生徒一人一人を大切に したきめ細かな指導と効果的な授業の実施並びに円滑な学校運営を目指します。

個別支援を必要とする児童生徒が在籍する学級においては、スクールアシスタントが児童生徒に寄り添い円滑な授業の補助をします。また、校内ネットワークの運用やICT機器を効果的に活用した情報教育の推進を支援するため、各学校を巡回する情報教育アドバイザーを配置します。

さらに、複式学級のための学級支援指導助手や図書支援員等、各種スクールアシスタントを状況に応じて適切に配置することにより、学校生活・学級支援の充実に努めます。

目指すべき 方 向 性 5

快適な教育環境の充実を図るための整備等を推進します。

子どもたちが安心して学校に通えるように、学校・家庭・地域が緊密に連携しながら、 交通事故や犯罪などから子どもたちを守ります。通学路の整備はもとより、危険個所の 把握や日々の見守りを地域ぐるみで推進します。

また、安全な空間で快適な学校生活が送れるよう、老朽施設の計画的な改修や整備、防犯対策などを進めるとともに、ICT環境や学校備品等の充実に努めます。

〔取組方針〕

(1) 市立小・中学校校舎及び屋内運動場の大規模改修

市内小中学校の校舎等は、築20年以上を経過した施設が多く、経年劣化に伴う屋

上や外壁面からの雨漏りをはじめ、給排水管の老朽化に伴う漏水や電気・機械設備の不具合、時代の変化に伴う施設の使いづらさ等、施設自体の機能が低下している状況にあり、大規模な改修を必要とする時期を迎えています。

このようなことから、施設の現状を適切に把握するとともに少子化に伴う児童・生徒数を踏まえた学校規模等も検討しながら、子どもたちにとって安全で快適な教育環境の充実に向けて、効率的かつ計画的な施設の大規模改修に取り組みます。



空調設備の設置状況(古山小学校)

(2) 給食施設・プール・校庭等の改修の推進

学校施設における校舎以外の様々な施設についても、校舎同様、経年劣化に伴う老 朽化が進展しており、早期の対応が必要となっています。

子どもたちの心身の健やかな成長を支えるため、衛生的かつ機能的な給食施設の再整備による安心・安全でおいしい給食の提供をはじめ、プール・校庭等の改修による教育環境の質的改善について計画的に取り組みます。

(3) 防犯対策の推進

子どもたちの安全を確保する取組は、教育活動において基本となるものであり、学校施設における不審者等の侵入を防止するため、門・囲障を設置するとともに敷地内や建物内から死角となる場所への防犯監視システムの導入など、学校施設における防犯対策を推進します。

(4) 通学路安全対策の推進

通学路の安全確保については、平成27年2月に下野市通学路安全推進会議が作成した「下野市通学路交通安全プログラム」に基づき、警察署・道路管理者・教育委員会等が一堂に会し、危険個所の情報共有化や計画的な整備の進行管理に努めているところです。

また、登下校時の交通事故や犯罪などから子どもたちを守るため、学校関係者や保護者、地域の人的資源を活かしたスクール・ガードの支援や教育委員会等による青色防犯パトロールを実施しています。

通学路安全推進会議での対策や改善については、PDCAサイクルにより検証を行い、継続的な運営が求められていますが、学校関係者との包括的な合同点検の実施や整備後の状況等についても把握できるよう、更なる連携を推進していきます。

なお、スクール・ガードリーダーの配置については、3地区のうち1人しか確保できていないことから、全地区配置が喫緊の課題であり、今後は積極的な人材の確保と 育成に取り組んでいきます。

(5) ICT環境整備の推進

子どもたちの学びを保証し、分かる授業を展開するためには、教師の指導力の向上 に努めるとともに、授業に使う機器・備品などの整備も進める必要があります。

現在、普通教室、特別教室、パソコン教室への教育用パソコンの整備や教職員の校務用パソコンの整備は進んでおりますが、電子黒板や実物投影機等については整備が遅れています。

今後は、ICT機器の効率的な活用についての研修を進め、整備効果を見極めた上で、コストの平準化を図りつつ計画的に整備し、子どもたち一人一人の学びが保証され、誰もが安心して学習に取り組める環境づくりに努めます。



小学校外国語活動 (電子黒板活用)



情報モラル授業研究会

(6) 学校備品等の充実

学校には、児童生徒の机・椅子、給食調理器具等の他、学習教材や法令に基づく消防設備機器など、多種多様な学校備品が存在しますが、より充実した環境を児童生徒に提供できるよう限られた予算の中で計画的に整備を進めています。

今後も学校と一層の連携を図るとともに、各校の整備状況を確認し、国の補助金等も有効に活用しながら、計画的な学校備品の整備・更新を図り、子どもたちにとって 学習しやすい環境づくりに努めます。

2 生涯学習についての取組方針

生涯学習

市民の自己実現の支援と交流・学びを活かす環境づくり

教育:	大綱における目指すべき方向性	教育振興計画における取組方針
1	生涯学習による豊かな市民 生活の支援と学習成果を活 かしたまちづくりを推進しま す。	(1) 生涯学習推進計画に基づく事業の実施
		(2) 生涯学習推進本部の運営と充実
		(3) 学習の機会・場の提供による学習者の支援
		(4) 生涯学習情報の拡充
	学校・家庭・地域の連携に よる地域全体の教育力の向 上を目指します。	(1) 地域とともにある学校づくりの推進
		(2) ふれあい学習の推進による地域コミュニティづくり
2		(3) 年輪の集い(成人式等)の開催
~		(4) 各種団体の育成(社会教育関係団体等の支援)
		(5) ファミリエ下野市民運動の推進
		(6) 公民館や学校における家庭教育の推進
	生涯にわたる多様な学習機会を提供するため、生涯学習実施機関の機能充実を図ります。	(1) ライフステージに応じた多様な学習、ひと・まちづくりに関する学習の提供(公民館)
		(2) 子ども・市民の読書活動の推進及び市内小中学校の図書室支援(図書館)
3		(3) 学びを活かした市民によるまちづくりの支援(生涯学習情報センター)
		(4) 生涯学習施設の整備及び管理運営
		(5) 自治医科大学など諸団体との連携による学習機会の提供

[5年間で目指すべき姿]

市民の自己実現の支援と交流・学びを活かす環境づくり

[目指すべき方向性]

目指すべき 方 向 性 1 生涯学習による豊かな市民生活の支援と学習成果を活かしたまちづくりを推進します。

グローバル化や情報化、少子高齢化など変化の激しい現代社会を、より豊かに生きていくためには、社会の変化に応じた学び直しによるスキルアップが求められています。こうした時代を切り拓き、持続可能で活力ある社会を構築していくため、市民が培った知識や経験・技能といった学習成果を社会に還元し、協働のまちづくりに活かせるような様々な支援や機会・場の提供を行います。

[取組方針]

(1) 生涯学習推進計画に基づく事業の実施

本市では平成20年3月に生涯学習によるひとづくり、まちづくりを目指した下野市生涯学習推進計画(平成20年度~平成27年度)を策定し、「いきいき楽習のまちしもつけ」をテーマに、市民が「いつでも、どこでも、だれでも」学習活動を行えるよう生涯学習の振興を図ってきました。

平成28年度策定の第二次計画では、学習の提供に加えて、多様な学習を通じた自己実現、学習仲間との交流による心豊かな生活、学習成果の社会還元による協働のまちづくりをめざし、「下野市ならでは」「下野市にしかない」という新たな文化を創造していきます。

(2) 生涯学習推進本部の運営と充実

第一次計画によって市長を本部長とする「生涯学習推進本部」を設置し、実施機関との連絡調整を図りながら、総合的に生涯学習を推進してきました。

今後は、心豊かな市民生活を送るために必要な生涯にわたる学習機会を充実すると ともに、市民が培った学習成果を活かしたまちづくりを推進するために、生涯学習推 進本部の運営を充実していきます。

(3) 学習の機会・場の提供による学習者の支援

これまで公民館講座をはじめ市役所各課で実施される生涯学習に資する市民向けの幅広い内容の講座・講演会、「まちづくりリクエスト講座」等の多様な学習機会の

提供を行ってきました。

今後も学習者の学習意欲を更に高めるため、実施機関(市役所各課・各施設)との連絡調整を図りながら、市民のニーズに即した学習の機会・場を提供し、学習者の支援を行います。

(4) 生涯学習情報の拡充

これまで、市広報紙や生涯学習情報誌エール、まちづくりリクエスト講座メニューの各戸配布、市ホームページやメール配信システムによって学習情報の提供を行ってきました。

今後も各種媒体を利用して、更にわかりやすい情報提供を行っていきます。

目指すべき 方 向 性 2

学校・家庭・地域の連携による地域全体の教育力の向上を 目指します。

急激な社会構造の変化に対応していくためには、豊かな人間性を育む総合的な力を身につける必要があります。このため、学校・家庭・地域が連携して、子どもの健全育成を推進し、地域全体としての教育力の向上を目指します。

〔取組方針〕

(1)地域とともにある学校づくりの推進

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化によって、地域の教育力の低下が指摘されています。こうした中、本市では、これまでふれあい学習の推進を通じて、地域の教育力の向上を目指してきました。

今後は、ふれあい学習で培った地域の教育力を活かし、学校と地域が協働で子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を進め、子どもたちの健全育成を通じた地域づくりを進めていきます。

(2) ふれあい学習の推進による地域コミュニティづくり

平成18年度よりふれあい学習推進委員会を設置し、開かれた学校づくり・地域による学校支援を推進してきました。

今後は、これまでの取組を更に充実していくために、学校・家庭・地域社会の連携・ 協働による地域コミュニティづくりを進め、地域の教育力の向上を目指します。

※ふれあい学習とは

学校・家庭・地域の連携による地域全体の教育力の向上を目的とする栃木県独自の取組です。本市では、ファミリエ下野市民運動・地域とともにある学校づくり・子ども未来プロジェクト・家庭教育学級等の側面的支援を行い、ふれあい学習による地域全体の教育力の向上を図っています。

(3) 年輪の集い(成人式等)の開催

これまで本市の未来を担う若者が社会に羽ばたくことを祝して、成人式を開催して 参りました。

これからの地域づくりには、シニア世代の力が欠かせないことから、60歳を節目とした市民を対象に、地域づくりに目を向けていただくための取組として開催します。

(4) 各種団体の育成(社会教育関係団体等の支援)

学校・家庭・地域の連携による地域づくりを進めるためには、ボランティア団体等の育成が必要となることから、社会教育関係団体等の支援を行い、学びによる市民の自己実現、自主性の確立を支援します。また、学習活動を通じた市民のつながりを創生します。

(5) ファミリエ下野市民運動の推進

平成21年度より「当たり前のことを当たり前にやろう!!」をスローガンに、ファミリエ下野教育運動を推進してきましたが、平成25年度よりファミリエ下野市民運動と改称し、学校・家庭・地域が一体となった運動を展開してきました。

今後はファミリエ下野市民運動を市民総ぐるみで推進し、大人一人一人が子どもに 積極的にかかわることで、家庭教育力の向上、地域の子どもは地域で育むという市民 意識の定着、子どもの成長を見守る社会の実現を目指します。

(6) 公民館や学校における家庭教育の推進

近年、核家族やひとり親家庭の増加等の家族形態の変容や、地域社会のつながりの 希薄化等を背景に、家庭の教育力の低下が指摘されています。

子どもの生きる力の資質や能力を身につけていく基礎をつくるには、全ての保護者と子どもが適切な家庭教育を受けることが必要となります。このため、家庭・学校・地域と連携しながら家庭教育についての学習機会を更に充実していきます。







家庭教育学級

目指すべき 方 向 性 3

生涯にわたる多様な学習機会を提供するため、生涯学習実施 機関の機能充実を図ります。

心豊かな市民生活を実現するためには、生涯にわたる多様な学習の機会・場・情報の提供と、市民の学びを活かしたまちづくりの支援が求められます。このため、公民館では心豊かな市民生活を実現するための多様な学習機会の提供、図書館では多様なニーズに即した資料や情報提供による子ども・市民の読書活動の推進や学習活動の支援、生涯学習情報センターでは学びを活かした市民によるまちづくりの支援を行います。

[取組方針]

(1) ライフステージに応じた多様な学習、ひと・まちづくりに関する学習の 提供(公民館)

グローバル化や情報化、少子高齢化など、激動の現代社会をより豊かに生きていく ためには、社会の変化や市民の価値観・ライフスタイルに応じた多様な学習機会を提 供し、生きがいづくりや自己実現、社会参加の支援を行っていくことが求められます。

公民館では、市民が生涯にわたって心豊かに暮らしていけるよう、家庭教育や青少年教育をはじめとするライフステージに応じた多様な学習を提供します。また、まちづくりに関する学習を提供し、市民によるまちづくりを推進します。

(2)子ども・市民の読書活動の推進及び市内小中学校の図書室支援(図書館)

図書館では、多様化した市民ニーズや課題に対応するため、蔵書の充実をはじめ、 指定管理制度や図書館評価を導入し、サービスの向上に取り組んできました。また、 平成21年度に「子どもの読書活動推進計画」、平成26年度に第二次計画を策定し、 すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うこ とができる環境の整備を行ってきました。

今後、時代の変化や市民ニーズを的確に反映したサービスを提供していくためには、中長期的視点での運営が求められることから、図書館基本計画を策定し、下野市立図書館の運営の基本理念である「子ども・市民の豊かな心の育成と地域文化の向上」の具現化を目指します。

また、子どもの読書活動を更に推進するため、「子どもの読書活動推進計画(第二次)」に基づいて、市内小中学校の図書室支援の充実を図ります。

(3) 学びを活かした市民によるまちづくりの支援(生涯学習情報センター)

市民が培った学習成果をまちづくりに活かすことを通じて、生きがいづくりや自己 実現が図るためには、ボランティア入門講座や指導者養成講座などの学習機会や情報、 活動場所の提供が求められます。

こうしたことから、社会貢献のための学習機会や情報の提供を充実するとともに、市民の学習成果の社会還元を支援するための活動場所の充実に努めます。

また、ボランティア団体の交流の活性化、市民活動支援サイト「You がおネット」の活用支援により、学びを活かした市民によるまちづくりを推進します。

(4) 生涯学習施設の整備及び管理運営

本市の公民館・図書館・生涯学習情報センターでは、心豊かな市民生活の実現を目指して、多様な学習の機会・場・情報の提供、市民の学びを活かしたまちづくりの支援を行ってきました。

今後も継続的に市民の学習活動を支援していくために、修繕をはじめとする施設の 整備を行うとともに、効率的な管理運営を行っていきます。

(5) 自治医科大学など諸団体との連携による学習機会の提供

地域が抱える課題への対応として、大学・高等専門学校・高等学校との連携講座等、 学校と連携した学習機会の実施が求められています。

現在は、自治医科大学と連携した自治医科大学公開講座を実施していますが、今後 は連携の範囲を更に広げ、学習機会の提供に努めていきます。

3 文化・芸術についての取組方針

文化·芸術

市民が文化的に豊かな市民生活を送ることができる環境づくり

教育:	大綱における目指すべき方向性	教育振興計画における取組方針
1	市民の自主的な文化芸術 活動を尊重し、継続的な支援 を行います。	(1) しもつけ市民芸術文化祭の開催
		(2) 文化芸術団体の育成と活動支援
		(3) 小中学校芸術文化鑑賞会の開催
		(4) 地域に残る伝統文化の伝承
	文化芸術活動が展開しやす い環境づくりに取り組みます。	(1) グリムの森・グリムの館の利活用の促進
2		(2) 指定管理者による魅力ある管理運営
		(3) 文化芸術施設整備の検討
	歴史遺産を活かした"歴史 のまちづくり"を推進します。	(1) 「歴史文化基本構想」の策定
		(2) 各種文化財啓発事業の拡充
3		(3) 学校との連携事業の推進
		(4) 下野市の歴史文化に関する情報提供の促進
		(5) 文化財愛護ボランティアの養成と活動支援
	下野市周辺地域の歴史や 当時の様相を究明するため、 下野市の文化財について調 査研究を進めます。	(1) 国指定史跡・県指定史跡等の調査研究の推進
		(2) 埋蔵文化財発掘調査の推進
4		(3) かんぴょう生産道具等民俗資料の調査収集の推進
		(4) 古文書の調査収集の推進
		(5) 文化財の調査研究報告書等の作成
	歴史遺産の保存・整備・活 用を推進します。	(1) 国指定史跡の保存整備の推進
		(2) 文化財展示収蔵施設の整備
5		(3) 甲塚古墳出土埴輪等の重要文化財指定に向けた取組
		(4) 古墳等の史跡指定に向けた取組
		(5) 民俗文化財の文化財指定に向けた取組

[5年間で目指すべき姿]

市民が文化的に豊かな市民生活を送ることができる環境づくり

[目指すべき方向性]

目指すべき 方 向 性 1 市民の自主的な文化芸術活動を尊重し、継続的な支援を行います。

文化・芸術は、創造力や感性が豊かな人を育み、個性溢れる地域文化の創造に必要不可欠なものです。様々な分野における文化芸術に親しむ機会の充実や、自主的な文化活動の促進を図るとともに、次世代を担う人材育成の促進が求められています。

子どもから高齢者まで、市民の誰もが身近に芸術文化にふれあえるまちづくりを目指し、各種文化芸術活動の成果発表の機会や優れた舞台芸術等を鑑賞できる機会の充実を図り、下野市の新たな文化の創造と豊かな文化を育む活動づくりに取り組みます。

〔取組方針〕

(1) しもつけ市民芸術文化祭の開催

本市には、多くの文化団体や個人が様々な分野で多彩な文化芸術活動を展開しています。文化芸術活動における最大のイベントである「しもつけ市民芸術文化祭」には、これらの団体や個人から多くの出展や出演があり、これを多くの市民が鑑賞に訪れています。

全ての市民が日々の生活の中で、気軽に文化に親しみ、活動に参加できる体制をつくっていくことが必要です。市民の文化芸術活動への参加を促進するとともに、創作意欲の高揚を喚起し、地域文化の振興を図るため、市民の日頃からの文化活動成果の発表の場として「しもつけ市民芸術文化祭」の開催を支援します。



しもつけ市民芸術文化祭(茶華道展)



しもつけ市民芸術文化祭(芸能の祭典)

(2) 文化芸術団体の育成と活動支援

下野市文化協会は、現在、加入団体約100団体、会員数約1,000名からなる本市における芸術文化の中心的な役割を担っている組織で、様々な活動を継続しています。

しかしながら、会員の減少や高齢化等により、一部で活動の困難な団体も出始めているのが現状です。

本市における市民の文化芸術活動を発展させていくには、文化活動を担う人材の育成、後継者づくりが必要不可欠であり、今後の大きな課題となっています。文化協会の活動を支援するとともに新規加入者の促進に取り組み、市民の文化活動の活性化を図ります。

(3) 小中学校芸術文化鑑賞会の開催

学校などの身近な場所で芸術文化を体験・学習することは、子どもたちが個々に持っている感性を磨き、創造性豊かな人間形成を促す上でとても大切なことです。

今後とも、子どもたちの文化芸術活動への関心を高めるための取組を継続実施し、 文化庁や財団等による各種補助事業を積極的に活用しながら、劇団や芸術家を直接市 内の小中学校に派遣し、優れた舞台芸術や芸術作品を鑑賞できる機会の充実を図りま す。

(4)地域に残る伝統文化の伝承

地域の風土や歴史の中から生まれ、守り伝えられてきた文化は、地域の大切な財産です。今後、ますます少子高齢化社会と人口減少が進む中で、伝統芸能の後継者を育成することは重要な課題となっています。

市民、特に次代を担う子どもたちが伝統文化に直接触れ、体験することより、郷土への誇りや関心を更に深めるよう、古くから伝わる地域固有の伝統芸能や生活文化を将来に引き継いでいくための取組を支援していきます。



文化遺産フェスティバル (石橋地区和太鼓こども教室)



文化遺産フェスティバル (和装礼法親子教室)

目指すべき 方 向 性 2

文化芸術活動が展開しやすい環境づくりに取り組みます。

市民の多彩な文化活動を支えるため、「グリムの森・グリムの館」を中心とした環境づくりに努め、施設の維持管理や利用者の安全確保に必要な整備を行います。利用者の満足度を高め魅力ある運営を行うとともに、指定管理者が実施する参加型・鑑賞型事業等を通し、優れた文化芸術に親しむ機会を広く提供し、年間を通してワークショップやコンサートの開催等、多種多様な事業を実施します。

また、利用者ボランティアグループの協力を得ながら、緑化活動等市民協働による各種事業に取り組むとともに、市民ニーズ等を勘案しながら、文化芸術施設整備についても引き続き検討を進めます。

[取組方針]

(1) グリムの森・グリムの館の利活用の促進

「グリムの森・グリムの館」は、本市の文化発信拠点として、その中心的な役割を担っています。市民が文化芸術活動に参加・体験し、心の豊かさを高め、芸術文化を身近に感じることができるよう、良質な芸術文化鑑賞事業等の実施や市民の文化活動の発表の場として各種イベント等を開催し、本市の芸術文化を支える中核施設として更なる利活用の促進を図ります。



グリムの森・グリムの館

(2) 指定管理者による魅力ある管理運営

「グリムの森・グリムの館」は、現在、指定管理者(一般財団法人グリムの里いしばし)による管理運営を行っており、施設の利用状況は年々増加傾向にあります。今後も引き続き、更なる利用増加を目指し、施設利用者のニーズに沿い、施設の特徴を活かした魅力ある事業企画や運営方法の改善に努めます。また、利用者ボランティアグループや地域住民等の協力を得ながら市民協働による各種事業の実施に取り組みます。

(3) 文化芸術施設整備の検討

グリムの館は、平成8年11月に開館して以来約20年が経過し、施設の経年劣化が進んでいます。今後、安全で快適な施設環境を維持・管理していくためには、適切な改修整備が必要です。

また、多目的ホールの最大収容座席数が300席と小規模であるため、大規模な屋内型イベントが実施できないという課題があります。このため、本市に合った施設の規模や利用形態等、更に詳細で慎重な検討を引き続き進めていきます。

目指すべき 方 向 性 3

歴史遺産を活かした"歴史のまちづくり"を推進します。

下野市には、数多くの文化財が残されていますが、これらの文化財は大切に保存し後世に伝えなければなりません。これらの文化財を総合的に保存活用するために「歴史文化基本構想」の策定を進めます。

また、文化財の公開活用を進めることにより、文化財を愛護する心が培われるとともに、下野市への誇りと郷土愛を持つ契機ともなります。特に子どもの頃から身近な文化財に触れることで、自分の住むまち(下野市)を理解し、愛する心が育まれ、将来「私のふるさと下野市」としてのアイデンティティの形成に寄与することができるよう努めます。

〔取組方針〕

(1)「歴史文化基本構想」の策定

本市には、下野薬師寺跡・国分寺跡・尼寺跡・小金井一里塚の国指定史跡のほか、 県・市指定の文化財、将来指定に相当する文化財候補が多数所在します。これらについては旧町時代から計画的に保護・活用が進められてきましたが、今回の計画策定により、市域、さらに県域など広域的な保護活用についての検討を深め、保護・活用の指針となるような計画を策定するものです。

(2) 各種文化財啓発事業の拡充

本市の古墳や古代寺院など、栃木県を代表する埋蔵文化財や文化財に関する情報については、市民の方々に広く知られていますが、これら以外にも建造物や絵画・彫刻・歴史資料など多種にわたる文化財が所在します。自分たちの住む街の「文化財とは」、「歴史とは」という問いに対して啓発できるような情報の発信を目指します。

(3) 学校との連携事業の推進

市内をはじめ県内の小学6年生が、郷土の歴史の学習において、身近な生きた資料として、古墳や下野薬師寺跡、下野国分寺跡の見学のために訪れています。見学の際には、下野薬師寺歴史館及びしもつけ風土記の丘資料館をガイダンスとしての利活用が図られています。

また、史跡や資料館への来訪を受けるのみでなく、各学校に市内から出土した資料などを持参し、実物に触れられるような体験型の出前講座なども進めていきます。

(4) 下野市の歴史文化に関する情報提供の促進

文化財に関連した情報提供としてデジタルミュージアムのホームページを公開し、 下野薬師寺歴史館及びしもつけ風土記の丘資料館の講座等に関する情報提供も行っ ています。

今後さらに、学校教育や観光資産としても利用が可能な情報の発信とその充実を目指します。

(5) 文化財愛護ボランティアの養成と活動支援

平成27年度から新たに組織されたしもつけ風土記の丘資料館のボランティアにおいては、組織以来8年の実績のある下野薬師寺ボランティアの活動を踏襲し、地域住民や地域の小学校と連携しながら、案内ガイドや講座イベントの開催など多岐にわたる活動を進めます。また、各ボランティアが活動しやすいよう定期的な学習講座などを開催し、支援を図っていきます。

目指すべき 方 向 性 4

下野市周辺地域の歴史や当時の様相を究明するため、 下野市の文化財について調査研究を進めます。

市内には、下野薬師寺跡等の国指定史跡をはじめとした遺跡のほか、かんぴょうの生産道具等の民俗文化財や古文書等も数多く残されています。これらの文化財を適切に保存するとともに、下野市及び周辺地域の歴史究明のために調査研究を推進し、その結果に基づき今後の活用について検討を行います。

〔取組方針〕

(1) 国指定史跡・県指定史跡等の調査研究の推進

本市には古墳や古代寺院など、栃木県を代表する国・県指定の史跡などが多数所在

します。これらの史跡はこれまでに調査がなされ、史跡整備が行われ活用されている ものもありますが、県指定・市指定の史跡については調査が不十分なものもあり、今 後の保護活用に向けた調査と研究を目指します。

(2) 埋蔵文化財発掘調査の推進

本市には、500か所を超す埋蔵文化財包蔵地(古墳を含む)が所在します。これらの遺跡は、開発行為の際には必ず事前の記録保存(開発行為に伴う発掘調査)が、文化財保護法により義務づけられています。遺跡の調査をすることで、その土地が過去にどのように使用されていたのか、災害等の有無についても知ることができます。

東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)以降、市民の方々から自分の生活する地域 (市)の履歴について多くの問い合わせがあり、文化財がある地域の被害が小さく、 その安全性が注目されました。今後は、埋蔵文化財の調査成果などを裏付けとして、 防災や安全安心の面からも情報の発信を行っていきます。

(3) かんぴょう生産道具等民俗資料の調査収集の推進

壬生町から本市にかけては、今から約300年前にかんぴょうの生産が始まったと言われています。現在、干瓢生産の後継者不足や離農などから古い道具類が廃棄されています。これらの中にも貴重な資料が多く存在することから、体系的な資料の収集と調査を行います。



かんぴょうむき体験

(4) 古文書の調査収集の推進

文化財の中には人の手によって記録された史料があります。その多くは江戸時代以降のものとなりますが、明治・大正・昭和期の史料についても収集を行い、市の歴史として記録保存します。

(5) 文化財の調査研究報告書等の作成

主に埋蔵文化財包蔵地を対象とした発掘調査、史跡整備に伴う発掘調査の報告書の他、古文書等の資料に関する解説、かんぴょう道具を初めとした民俗文化財などに関する調査の取りまとめと普及・広報用のわかりやすい資料の作成を行います。

目指すべき 方 向 性 5

歴史遺産の保存・整備・活用を推進します。

国指定史跡「下野薬師寺跡」「下野国分寺跡」「下野国分尼寺跡」を、市民が史跡に触れながら憩える場、生涯学習の場として活用できるよう、史跡公園としての整備を進めていきます。

また、これまでの調査研究成果からその重要性が明らかとなった甲塚古墳出土埴輪や 市内及びその周辺に点在する主要な古墳について、国の指定を目指すとともに保存・活 用についての検討を進めていきます。その他、民俗文化財等についても今後、保存活用 を推進するため、指定等を目指した作業を進めていきます。

[取組方針]

(1) 国指定史跡の保存整備の推進

旧南河内町により進められてきた下野薬師寺跡の史跡整備は現在、第二期整備事業として進めています。平成25年度に主要伽藍の整備事業が完了した下野国分寺跡についても隣接地の追加整備を進めています。およそ50年前に全国で初めて国分尼寺跡として、整備の行われた下野国分尼寺跡も第二期の整備を進めています。

これらの全国を代表する史跡の整備を進め、歴史文化基本構想等で検討した事項に沿った複合的な活用を行うことで、学校教育や観光資源としての活用を図ります。

(2) 文化財展示収蔵施設の整備

平成27年度に県から移管を受けた、しもつけ風土記の丘資料館のリニューアルに 向けた計画の検討を進めます。また、現在、文化財各種資料の増加により収蔵スペースが不足しています。これらの課題についても検討を進めます。

(3) 甲塚古墳出土埴輪等の重要文化財指定に向けた取組

甲塚古墳から出土した機織り埴輪を含めた資料は、栃木県のみならず全国的にも類例のない資料です。これらは国が認める重要文化財に類する資料と想定されることから、市民共有の財産として指定に向けた取組を進めます。

(4) 古墳等の史跡指定に向けた取組

市内には県指定の愛宕塚古墳、丸塚古墳をはじめ多数の古墳が残されています。これらの古墳は、現在未調査のため指定に至っていないものがあります。今後、これらの古墳の調査を進め、将来的に「しもつけ古墳群」として指定が成され、保護を進められるような計画を検討します。

(5) 民俗文化財の文化財指定に向けた取組

先人たちが日々の生活の中で残してきた道具類やその使い方、また、暮らしに伴う年中行事、祭事・祭礼などに関する記録の収集と調査を進めます。これらの中で本市にとってかけがえのない文化財の場合、指定に向けた作業と検討を進め、保護を図ります。



下野国分寺跡



下野薬師寺跡

4 スポーツについての取組方針

スポーツ

市民がスポーツに親しみ、遊び、楽しむことができる環境づくり

教育大綱における目指すべき方向性			教育振興計画における取組方針
1	すべての市民が、スポーツ に親しみ活動できる場を提供 し、活力あるまちづくりを目指 します。	(1)	ライフステージに応じたスポーツ教室等の充実
		(2)	子どもと障がい児・者のスポーツ活動の充実
		(3)	地域コミュニティを醸成する市民体育祭等の開催
		(4)	キンボールスポーツ等のニュースポーツの普及促進
	「市民総スポーツ"ひとり1 スポーツ"」の実現に向けて、 生涯スポーツ活動団体等の 支援・充実を図ります。	(1)	体育協会、スポーツ少年団等の拡充・支援
2		(2)	総合型地域スポーツクラブの活動支援
~		(3)	スポーツ指導者とスポーツボランティアの育成
		(4)	スポーツに関する多様な情報の収集と市民への発信
	スポーツ意識の高揚を図る ため、競技スポーツを支援し ます。	(1)	東京五輪(キャンプ地)、栃木国体等スポーツ大会の誘致の推進
3		(2)	トップアスリート選手によるスポーツ教室や講演会の開催
3		(3)	競技スポーツ選手への支援、選手養成の推進
		(4)	競技指導者の育成支援
	スポーツ・レクリエーション 活動の拠点となる大松山運 動公園の拡張整備や施設の 改修を図り、環境整備を推進 します。	(1)	スポーツ・レクリエーションに親しめる活動の場の充実
4		(2)	大松山運動公園拡張整備事業の推進
		(3)	スポーツ施設の効率的な管理運営・改修整備

[5年間で目指すべき姿]

市民がスポーツに親しみ、遊び、楽しむことができる環境づくり

[目指すべき方向性]

目指すべき 方 向 性 1 すべての市民が、スポーツに親しみ活動できる場を提供し、 活力あるまちづくりを目指します。

子どもから高齢者、障がい児・者までのすべての市民が、生涯にわたってスポーツ活動に親しみ楽しむことができる場を提供することで、心身の健全な発達や健康の保持増進に寄与し、スポーツ活動を通して市民の連帯感を高め、活力あるまちづくりに貢献します。

[取組方針]

(1) ライフステージに応じたスポーツ教室等の充実

余暇時間の増大や健康志向等によりスポーツに対するニーズは多様化しており、子どもから高齢者・障がい児・者までのすべての市民がスポーツに親しみ活動できる場の提供が求められています。

スポーツをする人の年齢、体力、目的などの違いや、それぞれのライフステージに対応した、多様なスポーツ活動の実現を図るとともに、機会の充実に努めていきます。また、これまで様々な理由でスポーツに親しむ機会がなかった人に対する機会の提供や、健康づくりを実現するための、状況に応じたスポーツ活動を支援します。

(2) 子どもと障がい児・者のスポーツ活動の充実

子どもたちの運動・スポーツ離れや体力の低下及び部活動所属児童生徒数の減少に伴うチーム競技への支障等が問題となっており、子どものニーズに合ったスポーツ活動の充実が課題となっています。

このようなことから、体育協会や地域のスポーツクラブなどと連携を促進し、子どもたちが参加できるスポーツ教室等の充実を図ります。また、障がい児・者が身近で楽しく安全にスポーツに親しめるように、スポーツ交流大会等を開催し活動機会の充実を図ります。

(3)地域コミュニティを醸成する市民体育祭等の開催

地域コミュニティが希薄化する中、身近な地域社会における住民同士の交流や地域 連帯感の醸成を図り、活力あるまちづくりに向けて、市民の誰もが気軽に参加できる スポーツイベントを充実することが課題となっています。 このようなことから、市民の誰もがスポーツに取り組めるように、気軽に参加できるスポーツ大会や健康づくりなどのスポーツイベントを充実するとともに、地域住民の交流を促進できるスポーツイベントを充実し、スポーツを楽しめる環境の充実を図ります。

また、学校体育施設や地域の既存施設などの身近なスポーツ施設は、市民のスポーツ活動や健康づくり、地域の交流の場として改修整備・適切な維持管理等を行い、施設の充実を図ります。

(4) キンボールスポーツ等のニュースポーツの普及促進

市民のスポーツに対するニーズは多様化しており、子どもから高齢者・障がい児・者まで、いつでも、どこでも、だれとでも気軽にできるスポーツが求められています。 また、スポーツを始めるきっかけとなるようなスポーツも求められていることから、 多種多様な取り組みやすいスポーツを普及することが課題となっています。

このようなことから、キンボールスポーツやグラウンド・ゴルフ、ウォーキング等の運動負荷の少ないニュースポーツ教室や大会等を開催し、ニュースポーツの普及を推進します。



市民体育祭運動会



キンボールスポーツ



親子体操教室



天平のマラソン大会

目指すべき 方 向 性 2

「市民総スポーツ"ひとり1スポーツ"」の実現に向けて、 生涯スポーツ活動団体等の支援・充実を図ります。

「市民総スポーツ"ひとり1スポーツ"」の実現に向けて、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、各種スポーツ団体等の支援・充実を図るとともに、スポーツ活動を支えるスポーツ指導者やスポーツボランティアの育成を充実します。

[取組方針]

(1) 体育協会、スポーツ少年団等の拡充・支援

市民のスポーツ活動の場となる各種スポーツ大会等を開催し、生涯スポーツ・競技スポーツの推進役となっている体育協会や、青少年の健全育成を目的にスポーツ活動を行うスポーツ少年団の安定した運営や、市民のスポーツクラブ加入の受け皿となるよう組織の拡充等を図ることが課題となっています。

このようなことから、市民の身近なスポーツ活動、健康づくりの場となる体育協会 やスポーツ少年団などに対して、活動内容の充実や継続的な運営の実現のため、各種 支援を行います。

(2)総合型地域スポーツクラブの活動支援

本市で設立されている3つの総合型地域スポーツクラブへ加入していない方の割合は約8割で、今後の加入意向も低い状況にあります。団体としての情報発信や市民ニーズに応えた活動等を充実させることが大きな課題となっています。

このようなことから、地域に密着したスポーツ活動の拠点として、生涯スポーツの 推進に大きな役割を担っている総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

(3) スポーツ指導者とスポーツボランティアの育成

スポーツ推進委員や少年スポーツ指導者に対する講習会・研修会は実施していますが、市民の指導者に対する要望は高く、市民ニーズに応えられるような指導者の資質向上が課題となっています。また、スポーツボランティアの登録者数も少なく、スポーツボランティアの育成が課題となっています。

このようなことから、市民に「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることができる指導者を育成するとともに、スポーツクラブの設立・運営に必要な人材を養成します。

また、スポーツイベントなどを支えるスポーツボランティアの育成や普及、活動機会・内容の充実を図るため、ボランティアネットワークの構築を図ります。

(4) スポーツに関する多様な情報の収集と市民への発信

市民の今後の運動・スポーツ情報に期待するものとして、「健康づくりや日常的な運動」、「スポーツ施設の設備内容・利用方法・予約状況」、「スポーツ大会・イベントの開催案内・結果」など多様な情報が求められており、これまで以上に情報発信の重要性が課題となっています。

このようなことから、市民が求めている情報や、興味・関心を持つ情報を収集する とともに、多様な媒体を利用した多角的な情報の提供・発信を行います。

目指すべき 方 向 性 3

スポーツ意識の高揚を図るため、競技スポーツを支援します。

市民のスポーツ意識の高揚を図るため、東京五輪(キャンプ地)や全国大会等の誘致等を推進し、トップレベルのスポーツに身近にふれる機会を創出します。また、競技スポーツの技術力の向上や指導者育成のための講習会等の充実を図るなど、競技スポーツを側面から支援します。

[取組方針]

(1) 東京五輪 (キャンプ地)、栃木国体等スポーツ大会の誘致の推進

市民の約半数の方が、週に1度はスポーツ観戦(テレビ観戦含む)をしており、今後市内で観戦したいスポーツには、プロスポーツの試合や国際大会などが挙げられています。「見る」運動・スポーツイベントへの参加率の向上を図るためにも、市民のニーズに応えたスポーツ大会・イベントの誘致をすることが課題となっています。

このようなことから、スポーツに対する関心を高めるとともに、スポーツを通した 交流、競技力の向上を図るため、トップレベルのスポーツにふれる機会を創出します。

(2) トップアスリート選手によるスポーツ教室や講演会の開催

これまで、トップアスリート選手によるスポーツ教室等は開催していませんが、トップアスリート選手から直接指導等を受けることは大変意義深く、スポーツへの関心を高めることに効果的であるため、トップアスリート選手と身近に接する場を提供することが課題となっています。

このようなことから、トップアスリートによるスポーツ教室やイベントを開催し、スポーツの楽しさを伝えることで、スポーツへの関心の向上や競技の普及・振興を図ります。また、トップアスリートの直接指導による競技力の向上を図ります。

(3) 競技スポーツ選手への支援、選手養成の推進

競技スポーツにおける活躍は、市民のスポーツに対する関心を高め、スポーツ活動に取り組むきっかけにもなることから、これまで以上に競技スポーツ選手への支援が課題となっています。

このようなことから、競技スポーツのレベルアップのため、講習会等の開催のほか、 全国大会等への出場者に対する激励金の交付等を推進します。

(4) 競技指導者の育成支援

競技力向上のための指導者育成については、県体育協会主催研修会への参加や一定の競技種目に限られ実施されてきた状況であり、市主催による研修会の在り方や幅広い競技種目における専門的な指導者の育成が課題となっていました。

このようなことから、指導者のスキルアップを図るため、研修会や講習会を開催し、 専門的な知識、高度な技術を習得するための機会を提供します。

目指すべき 方 向 性 4

スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる大松山運動公園の拡張整備や施設の改修を図り、環境整備を推進します。

市民が集い、多種目のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる総合的な運動公園の整備を推進するとともに、老朽化が進む既存施設について、バリアフリーを考慮し耐震補強・改修等によりスポーツ活動の環境整備を進めます。また、施設のサービス向上とより効率的な運営を図るため、民間活力の導入を検討します。

〔取組方針〕

(1)スポーツ・レクリエーションに親しめる活動の場の充実

スポーツ・レクリエーション活動については、近年の余暇時間の増大や健康志向等により、市民のスポーツに対するニーズが多様化しており、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備が課題となっています。

このようなことから、豊かな自然にふれあいながら、市民の誰もがスポーツに親しみ、健康づくりができる公園の整備を進めます。

(2) 大松山運動公園拡張整備事業の推進

「市民総スポーツ"ひとり1スポーツ"の推進」を基本理念としていますが、本格的な運動公園の整備が課題となっています。

このようなことから、陸上競技場兼サッカー場、多目的グランドを主体としたスポ

ーツ活動の拠点となる公園、水と緑にふれあえる緑地機能を備えた公園、災害時の防 災機能を備えた公園として総合的に整備を進めます。



陸上競技場兼サッカー場

(3) スポーツ施設の効率的な管理運営・改修整備

本市のスポーツ施設は、設置後30年以上経過した施設が多く、全体的に老朽化 が進んでおり、施設の質や機能の向上が重要な課題となっています。

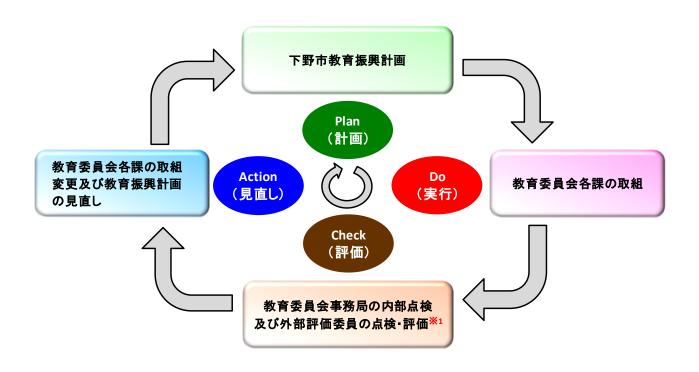
このようなことから、施設の安全性や市民のニーズを考慮し、バリアフリーも含めた耐震補強・改修等により施設の改修整備に努めていきます。

管理運営については、施設のサービス向上とより効率的な運営を図るため、民間 活力の導入を検討します。

V. 教育振興計画の進行管理

本計画の進行管理にあっては、本計画に掲げた取組について、PDCAサイクルによる計画をたて(Plan)、それを実行(Do)し、実行された結果を評価(Check)した上で、改善や見直し(Action)を行うというマネジメントサイクルを踏まえ、計画の実施状況について点検・把握し、見直しながらより効率的で実効性のある計画となるよう努めます。

なお、教育委員会における点検・評価については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条及び「下野市教育委員会点検評価に関する条例」の規定に基づき、教育委員会事務局による内部評価と有識者等からなる外部評価委員によって毎年実施しています。



※1 外部評価委員による点検・評価の法的根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験 を有する者の知見の活用を図るものとする。

平成28年3月 下野市教育振興計画

お問い合わせ先

発行者 栃木県下野市教育委員会

編 集 教育総務課教育総務グループ

〒329-0594 栃木県下野市石橋552-4

電話:(0285)52-1117/FAX:(0285)52-2624

 $E-m\ a\ i\ 1$: kyouikusoumu@city.shimotsuke.lg.jp

ホームページ: http://www.city.shimotsuke.lg.jp